



熊谷組

第87期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2024年6月27日（木曜日）
午前10時

開催場所 東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

■ 決議事項

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び継続の件

株主提案

第5号議案 剰余金処分の件



ごあいさつ



株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第87期定時株主総会を6月27日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 上田 真

高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、そこに集う人々とともに作りあげていくコミュニティーです。

(証券コード 1861)
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月27日)

株 主 各 位

本 店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 上 田 真

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）の場合は、銘柄名（熊谷組）又は証券コード（1861）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう、お願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



三井住友信託銀行ウェブサイトの場合は、同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードを入力、ログインのうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

三井住友信託銀行ウェブサイト
<https://www.soukai-portal.net>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

8頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 1. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - （会社提案）
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び継続の件
 - （株主提案）
 - 第5号議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なおご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(ご参考)『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡
単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

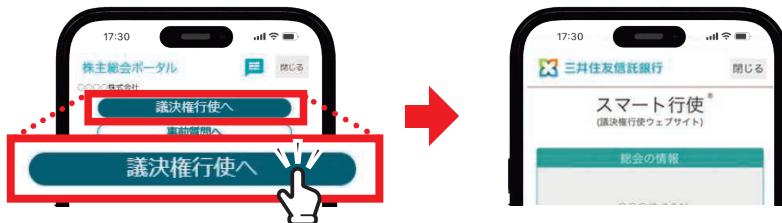
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



(ご参考)

事前質問受付のご案内

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

事前質問受付期限 2024年6月20日（木）午後5時30分まで

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

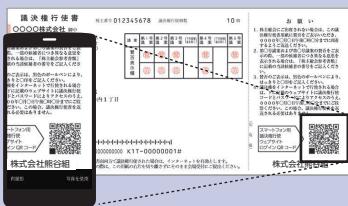
後記8頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで



(ご参考)

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

詳しくは同封の案内リーフレットをご覧ください

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」(ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード) をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パスワードおよび議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

ぜひQ&Aもご確認ください。▶



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個
株式会社熊谷組 御中				
私は、2024年6月27日開催の 貴社第87期定時株主総会（継続会又は 臨時会を含む）における各議案につき、 右記（賛否を印で表示）のとおり議 決権を行使します。				
2024年6月 日				
議案	第1号議案	第2号議案 (1号の候補者) (株主提案)	第3号議案 (1号の候補者) (株主提案)	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否
<p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。</p> <p>株式会社 熊谷組</p>				
<p>インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。</p>				
<p>【ご注意】 株主提案の議案につきまして、当社取締役会は反対しております。第5号議案につきは、株主提案に賛成の場合は「賛」上、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。</p>				
<p>お願い</p> <p>1. 株主総会に当日ご出席されない場合は、2024年6月26日午後5時30分までに、以下いずれかの方法で賛否をご表示のうえ、議決権をご行使ください。 (1) 議決権行使書のご返送（必着） (2) 下記QRコードを読み取り (3) 表面記載のウェブサイトへアクセス</p> <p>2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。</p>				
<p>招集通知参照/議決権行使方法について</p> <p>以下ログイン用QRコードから「株主総会ポータル」サイトへアクセスし、議決権をご行使される際は、画面上段の議決権行使へボタンからお進みください。</p>				
<p>株式会社熊谷組 議決権行使に際しては、株主総会ポータルサイトへアクセスし、議決権行使書用紙のQRコードを読み取ってください。</p>				
<p>第2号議案および第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。</p>				
<p>第5号議案は 株主様からの提案によるものです。 当社取締役会は第5号議案に反対しております。</p>				

こちらを切り取ってご返送ください。

当社取締役会は第5号議案(株主提案)に反対しております。
詳細につきましては32頁から34頁をご参照ください。
当社取締役会の意見にご賛同いただける(株主提案に反対される)場合は、右図のようにご記入ください。

株主提案

第5号議案

賛

否

当社取締役会の意見に反対される(株主提案に賛成される)場合は、右図のようにご記入ください。

株主提案

第5号議案

賛

否

株主総会参考書類

議案及び参考事項

(会社提案)

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画（2021～2023年度）」に基づき、更なる業績の拡大に努めるとともに、株主の皆様への利益還元をなお一層重視し、配当性向30%を目途に株主還元を継続してまいりました。このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第87期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、次期以降の配当については、2024年5月14日に公表しました「中期経営計画（2024～2026年度）」に基づき、配当性向40%を目途に株主還元を継続してまいります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき130円
なお、この場合の配当総額は5,618,051,270円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日
- ④ 配当金支払開始日
2024年7月18日

(配当金の支払開始日について)

当期の期末配当金のお支払いにつきましては、株主様1名から第5号議案「剰余金処分の件」のご提案がありましたことから、配当金支払事務を行ううえで必要な期間の都合上、支払開始日を2024年7月18日とさせていただきます。

通常より支払いが遅れますことをご詫言申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(会社提案)

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	地位	担当	出席回数/ 取締役会
1	再任	さくらの やすのり 櫻野 泰則	取締役会長		100% (18回/18回)
2	再任	うえだ しん 上田 真	取締役社長 執行役員社長		100% (18回/18回)
3	再任	おかいち こうじ 岡市 光司	取締役 執行役員副社長	技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業㈱協業推進担当	100% (18回/18回)
4	再任	さとう たつる 佐藤 建	取締役 非業務執行		100% (18回/18回)
5	再任	よしだ さかえ 吉田 栄	取締役	社外 独立役員	100% (18回/18回)
6	再任	おかだ しげる 岡田 茂	取締役	社外 独立役員	94% (17回/18回)
7	再任	さくらぎ きみえ 桜木 君枝	取締役	社外 独立役員	100% (18回/18回)
8	再任	なら まさや 奈良 正哉	取締役	社外 独立役員	100% (18回/18回)
9	新任	やぐち ひろやす 谷口 弘恭	専務執行役員	管理本部長 コンプライアンス担当 危機管理担当	—
10	新任	おの てつお 小野 哲男	専務執行役員	土木事業本部長	—
11	新任	いとう たいじ 伊藤 泰治	専務執行役員	建築事業本部長	—

取締役候補者

候補者番号

1

さくらの やす のり
櫻野 泰則 (1957年7月2日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
7,600株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2014年4月	当社経営管理本部長
2010年4月	当社管理本部人事部長	2014年4月	当社経営管理本部経営企画部長
2011年4月	当社執行役員	2015年4月	当社経営企画本部長
2012年4月	当社企画室担当	2016年4月	当社経営企画本部ダイバーシティ推進室長
2012年4月	当社広報室担当	2017年4月	当社専務取締役
2012年4月	当社C S R推進室担当	2017年4月	当社専務執行役員
2012年6月	当社取締役	2018年4月	当社取締役社長
2012年7月	当社企画室長	2018年4月	当社執行役員社長
2014年4月	当社常務取締役	2024年4月	当社取締役会長（現任）
2014年4月	当社常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、人事部長や企画室長及び経営管理本部長等の要職を歴任後、2015年4月から2018年3月まで経営企画本部長を務め、住友林業株式会社との業務・資本提携、中長期経営方針及び中期経営計画（2018～2020年度）策定を主導するなどの実務実績を有しております。また、2018年4月から2024年3月まで代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に尽力してまいりました。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社の株式数
3,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社首都圏支店長
2014年 4月	当社執行役員	2020年 4月	当社専務執行役員
2014年 4月	当社首都圏支店副支店長	2021年 4月	当社建築事業本部長
2014年 4月	当社首都圏支店建築事業部長	2021年 6月	当社取締役
2015年 6月	当社プロジェクト対策室長	2024年 4月	当社取締役社長（現任）
2017年 4月	当社常務執行役員	2024年 4月	当社執行役員社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、建築事業部門での要職を歴任後、建築事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しており、また、2017年4月から2021年3月まで首都圏支店長として、拠点経営の実績もあります。2024年4月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に努めております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社の株式数
1,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役（現任）
2016年4月	当社執行役員	2024年4月	当社執行役員副社長（現任）
2016年4月	当社土木事業本部副本部長	2024年4月	当社技術担当（現任）
2016年4月	当社土木事業本部土木部長	2024年4月	当社安全担当（現任）
2017年4月	当社関西支店長	2024年4月	当社品質・環境担当（現任）
2018年4月	当社常務執行役員	2024年4月	当社新事業担当（現任）
2019年4月	当社関西支店関西夢プロジェクト室長	2024年4月	当社国際事業担当（現任）
2020年4月	当社専務執行役員	2024年4月	当社住友林業㈱協業推進担当（現任）
2021年4月	当社土木事業本部長		
2021年4月	当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くの都市土木工事に携わったほか、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、2017年4月から2021年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

さとう たつる
佐藤 建 (1955年12月14日生)

再任

非業務執行



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月	住友林業株式会社入社	2013年6月	同社取締役
2008年10月	同社住宅事業本部住宅管理部長	2016年4月	同社専務執行役員
2011年4月	同社人事部長	2018年4月	同社代表取締役
2011年6月	同社理事	2018年4月	同社執行役員副社長
2012年4月	同社総務部長	2018年6月	当社監査役
2012年6月	同社執行役員	2022年6月	当社取締役(現任)
2013年4月	同社常務執行役員	2024年3月	住友林業株式会社特別顧問(現任)

■ 取締役候補者とした理由

■ 所有する当社の株式数 一株

同氏は、住友林業株式会社で長年にわたり取締役の任にあたり、代表取締役執行役員副社長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。また、当社は同社と業務・資本提携を行っておりますが、同社が強みとする自然素材である「木」や「緑」について同社が有する深い知見、及びこの知見を活かし海外での住宅事業や都市開発等で得た同社のノウハウが、当社として今後より一層強化していきたいグローバル分野や、今日、企業市民として積極的な対応が求められるサステナビリティにおいて重要な意味を持つため、同氏の同社における経営経験や見識を当社の取締役として経営に活かすことが非常に有意義であると判断しております。また、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

よし だ さかえ
吉田 栄 (1957年2月3日生)

再任

社外

独立役員



■ 所有する当社の株式数
1,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社	2015年1月	同社執行役員生産統括本部長
2009年4月	D I C株式会社堺工場工場長	2018年1月	同社顧問 (2018年12月退社)
2010年4月	同社千葉工場工場長	2020年6月	当社社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社後、堺工場工場長、千葉工場工場長等の要職を経て、同社の執行役員生産統括本部長として経営に参画していた実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記26頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。



■ 所有する当社の株式数
2,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月	昭和産業株式会社入社	2017年4月	同社取締役会長
2005年6月	同社執行役員	2018年4月	同社取締役
2008年6月	同社常務取締役	2018年6月	同社特別顧問役 (2020年2月退任)
2010年6月	同社専務取締役	2021年6月	当社社外取締役 (現任)
2011年6月	同社代表取締役社長		
2016年4月	同社代表取締役会長		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、昭和産業株式会社入社後、同社の複数部門を管掌する業務執行取締役などの要職を経て、代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記26頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年3月	株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社	2003年6月	同社常勤監査役（2019年6月退任）
1995年4月	同社出版部書籍事業部門統括	2007年4月	会津大学大学院特任教授（現任）
1998年11月	同社ビジネスエシックスコミッティ課長	2019年6月	東洋紡株式会社社外取締役（現任）
2003年1月	同社企業倫理・コンプライアンス室長	2021年6月	いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
		2021年6月	当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

■ 所有する当社の株式数 500株

同氏は、株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社後、企業倫理・コンプライアンス室長等の要職を経て、同社の常勤監査役としての経験を有するほか、東洋紡株式会社の社外取締役やいすゞ自動車株式会社の社外取締役（監査等委員）、会津大学大学院の特任教授を務めるなど豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記26頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。


■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9月	安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行	2019年 3月	株式会社タムロン社外監査役
2009年 4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員 運用企画部長	2020年 1月	鳥飼総合法律事務所パートナー (現任)
2011年 6月	同社常勤監査役	2021年 6月	理想科学工業株式会社社外監査役 (現任)
2014年 4月	みずほ不動産販売株式会社専務取締役	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
2017年 1月	弁護士登録	2024年 3月	株式会社タムロン社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年 1月	鳥飼総合法律事務所入所		

■ 所有する当社の株式数

300株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行後、同社の執行役員運用企画部長や常勤監査役として経営に参画・関与した実績に加え、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士や理想科学工業株式会社の社外監査役、株式会社タムロンの社外取締役 (監査等委員) を務めるなど豊富な実務実績を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記26頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は同氏が過去に業務執行を行っていたみずほ信託銀行株式会社と融資取引を行っておりますが、直近事業年度において、同社との融資取引の規模は連結総資産の0.2%以下であります。

候補者番号 9

や ぐち ひろ やす
谷口 弘恭 (1963年2月10日生)

新任



■ 所有する当社の株式数
1,300株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2023年 4月	当社管理本部長 (現任)
2020年 4月	当社管理本部副本部長	2024年 4月	当社専務執行役員 (現任)
2020年 4月	当社管理本部人事総務部長	2024年 4月	当社コンプライアンス担当 (現任)
2021年 4月	当社執行役員	2024年 4月	当社危機管理担当 (現任)
2023年 4月	当社常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、財務部長や人事総務部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

お の てつ お
小野 哲男 (1963年 6月28日生)

新任



■ 所有する当社の株式数
600株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2024年 4月	当社専務執行役員 (現任)
2020年 4月	当社土木事業本部副本部長	2024年 4月	当社土木事業本部長 (現任)
2021年 4月	当社執行役員		
2023年 4月	当社常務執行役員		
2023年 4月	当社名古屋支店長		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、土木事業本部副本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、2023年4月から2024年3月まで名古屋支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社の株式数
1,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2023年 4月	当社常務執行役員
2021年 4月	当社執行役員	2023年 4月	当社中四国支店長
2021年 4月	当社建築事業本部副本部長	2024年 4月	当社専務執行役員 (現任)
2021年 4月	当社建築事業本部営業統括部長	2024年 4月	当社建築事業本部長 (現任)
2021年 4月	当社建築事業本部営業統括部営業 推進部総括部長		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、建築事業本部副本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2023年4月から2024年3月まで中四国支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 事業報告に記載のとおり、当社は2023年4月に当社を代表とする特定建設工事共同企業体が施工する「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事における、コンクリート品質管理試験において、試験実施頻度に関する虚偽報告を行っていたことが判明しました。吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は、当該事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会などにおいてコンプライアンスの重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っており、また本件事案判明後においても取締役会などにおいて原因究明及び再発防止対策策定等に関する提言を行うなど、適切にその職務を遂行しております。
3. 桜木君枝氏が2019年6月より社外取締役を務めている東洋紡株式会社は、2020年10月～2021年3月にエンジニアリングプラスチック7製品につき、第三者認証機関への登録内容と実際の商品の組成が異なる等の品質不正事案が明らかになり、本事案の判明以降、同製品群に対する米国の第三者安全科学機関であるUnderwriters Laboratoriesの認証取消し、並びに同社の一部組織に対するISO9001認証の取消し及び認証の一時停止がなされました。本事案は、同氏の社外取締役就任前に端緒をなすものであり、同氏は、社外取締役就任以降、内部統制とコンプライアンスに関して、適宜その状況の確認とともに提言を行い、内部統制とコンプライアンスの向上に努めておりました。また、本事案の判明後においては、社外取締役及び監査役から構成される対応委員会の一員として、事実の解明に努めるとともに再発防止のための意見表明を行っております。
4. 奈良正哉氏は、2019年3月に株式会社タムロンの社外監査役に就任し、また2024年3月に社外取締役（監査等委員）に就任し、現在に至っておりますが、社外監査役在任中の2023年7月に同社の前代表取締役社長等による不適切な経費の使用が判明しました。同氏は、同社が運営する内部通報制度における外部窓口宛に内部通報があるまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性を喚起する提言を行うとともに、当該事実を認識して以降は、事実調査、特別調査委員会の設置、同委員会による調査報告書を踏まえての実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化に向けた取り組みの実施等、その職務を適切に遂行しております。
5. 吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、吉田 栄氏は4年、岡田 茂及び桜木君枝の両氏は3年、奈良正哉氏は2年となります。
6. 当社は、佐藤 建、吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏と当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、各候補者が再任もしくは選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期中中に更新することを予定しております。

(ご参考)

第2号議案が承認された場合の当社の取締役会の体制が備えるべきスキル項目と各取締役に特に期待されるスキルは以下のとおりであります。

なお、当該記載は、各取締役に有する全ての知識・経験・能力を示すものではありません。

氏名	地位	担当	企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	グローバル	技術/ 研究開発/ DX	コンプライアンス/ リスク管理	財務/会計	サステナビリティ (ESG/SDGs)	人財開発/ ダイバーシティ
櫻野 泰則	取締役会長		●		●			●		●
上田 真	取締役社長 執行役員社長		●	●			●		●	
岡市 光司	取締役 執行役員副社長	技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業(株)協業推進担当	●		●	●			●	
谷口 弘恭	取締役 専務執行役員	管理本部長、コンプライアンス担当、危機管理担当	●				●	●		●
小野 哲男	取締役 専務執行役員	土木事業本部長	●	●		●				●
伊藤 泰治	取締役 専務執行役員	建築事業本部長	●	●		●				●
佐藤 建	取締役		●		●		●		●	
吉田 栄	取締役	(社外取締役)	●		●	●			●	
岡田 茂	取締役	(社外取締役)	●	●	●			●		
桜木 君枝	取締役	(社外取締役)	●				●		●	●
奈良 正哉	取締役	(社外取締役)	●				●	●		●

(会社提案)

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、小西純治氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として、前川 晶氏は、社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者

候補者番号 **1** ^{こにし} **小西** ^{じゅんじ} **純治** (1958年7月18日生)

■ 所有する当社の株式数

2,000株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2022年6月	当社常任顧問（現任）
2007年4月	当社九州支店管理部長		
2010年4月	当社中四国支店管理部長		
2014年4月	当社中四国支店支店次長		
2017年6月	当社常勤監査役		

■ 補欠の監査役候補者とした理由

同氏は、九州支店管理部長や中四国支店管理部長等の要職を歴任後、中四国支店支店次長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また当社常勤監査役としても適切な監査を行ってまいりました。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1999年 4月	弁護士登録	2016年 4月	第一東京弁護士会副会長
1999年 4月	岡村総合法律事務所入所	2018年 3月	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役(現任)
2006年 2月	財務省関東財務局金融証券検査官		
2008年 1月	増田パートナーズ法律事務所入所		
2009年 8月	前川晶法律事務所開設	2018年 4月	東京簡易裁判所調停委員(現任)
2011年 2月	法律事務所イオタ パートナー就任(現任)	2021年 6月	かながわ信用金庫監事(現任)

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、2006年2月から2008年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記26頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏がこれまでに所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小西純治及び前川 晶の両氏が監査役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、小西純治及び前川 晶の両氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

(ご参考)

<当社の独立性判断基準>

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
 - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
 - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
 - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

(会社提案)

第4号議案

取締役に対する株式報酬制度の一部変更 及び継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、今般、本制度について、取締役が付与するポイント数を当社の業績に連動させる制度に一部変更するとともに報酬枠を増枠し、本制度に基づく当社株式の交付時期を在任時としたうえで当該当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を図るよう変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2001年1月24日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額月額30百万円以内（社外取締役分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度の対象となる期間（以下「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものです。なお、変更後の本制度に係る当初の対象期間は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）としますが、下記2. に従って対象期間を延長し、本制度を継続することがあり、以後も同様に本制度を継続することがあります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告48頁から50頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、事業報告50頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であ

ると判断しております。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みである同様の株式報酬制度についても一部変更のうえ継続する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2018年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、各取締役の退任時としていましたが、これを原則として毎年のある一定の時期に変更いたします。その他本制度の骨子は下表のとおりです。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	当初対象期間：3事業年度 対象期間の延長：3事業年度以内の延長期間を定めて延長可能
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	当初対象期間：合計金225百万円 対象期間の延長時：延長した対象期間の事業年度数に金75百万円を乗じた金額
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり75,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の一定の時期

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役を支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金225百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、執行役員についても同様の制度に一部変更したうえで継続する場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金75百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、変更前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり75,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則として信託期間中の一定の時期に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の

内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により取締役が退任した場合は、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

（1）譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から当社の取締役等を退任（当社の取締役又は執行役員いずれの地位からも退任することをいい、死亡による退任も含む。）する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

（2）無償取得事由

- ① 当社は、取締役が（1）の定め違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 本譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 本譲渡制限期間中に取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当し、当社の取締役会が本交付株式の全部又は一部を当社が無償で取得することが相当であると決定した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役が、自己都合により任期途中で取締役等を退任した場合（ただし、業務上の傷病等により取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除く。）
 - ii) 当社に損害を与えたことに起因して取締役等を解任され又は辞任する者
 - iii) その他、違法行為等、当社に対して不利益、不都合の所為があった者

第5号議案は、株主のOASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.様からのご提案によるものであります。議案の件名、議案の要領、提案の理由は、提案株主様から提出されました株主提案書の原文のままで記載しております。

(株主提案)

第5号議案 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 一株当たり配当額

金160円から、本定時株主総会において当社取締役会が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金160円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(2) 提案の理由

当社は予定する新中期経営計画¹において、連結経常利益目標を2024年3月期の157億円から2027年3月期には300億円規模へと倍加するとしながら、12%のROE目標を10%に引き下げました。この乖離は当社経営陣が資本効率の改善に消極的であることを示しています。

当社は経常利益の倍加を見据えると共に、同業他社と同程度以上の水準である40%超の自己資本比率を充足しており、併せて資本効率化も行うべきです。同業他社では、配当性向の引上げ²の他、安定配当と資本効率性を両立できる株主資本配当率(DOE)による配当方針³を策定しています。まずは、当社も配当方針を配当性向50%又はDOE4%以上のいずれか高い方と設定し、一株当たりの配当を160円とすべきです。配当支払総額約69億円は足許の純利益の水準と比しても十分支払可能でありかつ今後も継続可能です。なお、当社がこの配当水準を長期的に維持した場合、株価は少なくとも5,200円を超えると見込まれます。

以上

-
- 1 2023年11月13日付「新中期経営計画(2024～2026年度) 策定に向けた基本方針について」https://www.kumagaigumi.co.jp/news/item/ir_20231113_kihonhosin.pdf
 - 2 西松建設は連結配当性向70%、安藤ハザマは総還元性向70%以上を目標として設定しています。
 - 3 大林組はDOE5%程度、東急建設はDOE4.0%以上を目標として設定しています。

当社の取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本株主提案に反対します。

(理由)

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の強化及び事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、直近の業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を総合的に勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。また、『中期経営計画（2021～2023年度）』（以下「前中期計画」といいます。）において、「配当性向30%目途」を配当政策の一つとして掲げました。2022年度は、利益水準が前年度及び期首予想を大きく下回ったものの、「安定的な利益還元」という基本方針に沿って、減配することなく当初お示した普通株式1株につき130円の配当を予定どおり実施し、その結果、配当性向は72.4%、自己株式の取得・消却を含めた総還元性向は121.6%と高い株主還元率となりました。

2023年度の配当につきましても、業績は遺憾ながら前中期計画並びに期首に掲げた目標に達しなかったものの、期首の予定どおり、2022年度と同額の普通株式1株につき130円を本定時株主総会に提案いたします。当該議案が承認された場合、2023年度の配当性向は約68%、自己株式の取得・消却を含めた総還元性向は約92%となる見通しであり、引き続き利益水準に対して高い株主還元率となります。

また当社は、今般公表した『中期経営計画（2024～2026年度）』において、配当の目安を配当性向40%目途に上げたうえで、中長期的視点に立った事業の継続性担保（財務健全性）と資本効率の両立といった観点から最適資本構成を自己資本比率45%程度と据えましたが、工事の大型化に伴う完成工事未収入金の増大等により有利子負債が増加し、2024年3月末の自己資本比率は38.5%にとどまりました。

このように2023年度は本格的な利益回復の途上にあるとともに、当社として必要と考える資本水準に達していない中、本株主提案が求める1株当たり160円への増配を行うことは、経営基盤の強化等を図りつつ株主の皆様へ適正かつ安定的な利益還元を行うという当社の配当政策の基本方針に沿うものではなく、中長期的な企業価値の向上の観点から適切ではないものと考えます。

以上により、当社取締役会は本株主提案に反対します。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な金融引締め動きにより不透明感が残りましたが、経済活動が正常化に向かい、雇用・所得環境も改善する中で、設備投資や個人消費にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復が進みました。

建設業界におきましては、建設コストの上昇の影響を受け、住宅投資は弱含んでおり、民間企業の建設投資にも伸び悩みがみられたものの、公共投資は関連予算の執行により堅調に推移し、総じて受注環境は底堅く推移しました。しかし、資材費や労務費の上昇もあり、採算面では一部に厳しさが残りました。

このような経営環境のもと、当社グループは2021年5月に策定した①建設請負事業の深化、②建設周辺事業の進化、③新たな事業領域の開拓、④経営基盤の強化を基本方針とする『熊谷組グループ 中期経営計画（2021～2023年度）～持続的成長への弛まぬ挑戦～』にグループ一丸となって取り組み、持続的成長への挑戦を続けてまいりました。

なお、2021年11月に、株主還元の拡充並びに資本効率の向上を図るため中期経営計画期間（2021～2023年度）に総額100億円規模の自己株式を取得する方針を決定しており、当該方針に基づき、最終年度となる当期も約20億円の自己株式の取得を実施しました。これにより、第1号議案「剰余金の配当の件」が原案どおり承認可決されますと、当期における総還元性向は91.6%となる見通しです。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前連結会計年度比9.8%増の4,431億円となりました。利益は、売上高の増加並びに土木事業及び子会社の売上総利益率の改善により、営業利益は126億円、経常利益は130億円となりました。また、法人税、住民税及び事業税等の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は83億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、土木工事、建築工事ともに増加し、前年度比7.7%増の3,755億円となりました。このうち、土木工事は1,064億円、建築工事は2,691億円であり、これらの発注者別内訳は官庁23.7%、民間76.3%であります。

売上高は、同9.6%増の3,279億円となりました。このうち、土木工事は1,001億円、建築工事は2,277億円であり、これらの発注者別内訳は官庁25.5%、民間74.5%であります。

翌事業年度への繰越高は、同8.9%増の5,824億円となりました。

利益につきましては、売上総利益率の低下に伴う売上総利益の減少等により、経常利益は78億円、当期純利益は53億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比5.1%増の1,064億円となりました。

主な受注工事は、二枚田風力合同会社：二枚田風力発電所建設工事（福井県）、西日本高速道路株式会社：京都縦貫自動車道 八木中ⅠC～千代川ⅠC間インターチェンジ改良工事（京都府）、西日本高速道路株式会社：徳島自動車道 泉谷川橋他4橋耐震補強工事（徳島県）、インドネシア共和国公共事業・国民住宅省：ジャカルタ下水道整備事業（第1区）パッケージ3（インドネシア）等であります。

完成工事高は同11.3%増の1,001億円となりました。

主な完成工事は、環境省：平成29年度中間貯蔵（大熊3工区）土壌貯蔵施設等工事（福島県）、北大阪急行電鉄株式会社：北大阪急行線の延伸事業のうち土木工事（大阪府）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北陸新幹線、新北陸トンネル（大桐）（福井県）、国土交通省：平成30－32年度 日下川新規放水路（吐口側）工事（高知県）等であります。

〔建 築〕

建築の受注高は前年度比8.8%増の2,691億円となりました。

主な受注工事は、東急不動産株式会社、京浜急行電鉄株式会社、第一生命保険株式会社：（仮称）北仲通北地区B-1地区計画新築工事（神奈川県）、三井不動産株式会社：（仮称）安城市大東町商業施設計画新築工事（愛知県）、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合：三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築等工事（兵庫県）、学校法人 獨協学園：獨協医科大学総合教育研究棟（仮称）建設工事（栃木県）等であります。

完成工事高は同8.8%増の2,277億円となりました。

主な完成工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社・野村不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・伊藤忠都市開発株式会社・東方地所株式会社・株式会社富士見地所・袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B-3街区）（千葉県）、日鉄興和不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社：（仮称）羽沢横浜国大駅前A地区 開発計画（神奈川県）、学校法人 東京女子学園：（仮称）東京女子学園中学校・高等学校建替え計画（東京都）、野村不動産株式会社・株式会社フージャースコーポレーション・JR西日本不動産開発株式会社：（仮称）金沢市北安江3丁目計画（石川県）等であります。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	195,109	106,425	100,128	(201,406) 201,270
建 築	339,733	269,163	227,799	(381,097) 381,142
合 計	534,842	375,589	327,927	(582,503) 582,413

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。
この減少額は89百万円であり、() 内は修正前であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は26億円であり、主なものは、事業用土地・建物、機械装置の更新、ソフトウェアの開発等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は雇用・所得環境が改善する下で、政府の各種政策の効果により緩やかな回復が続くことが見込まれますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがリスクとして存在しています。さらに、中東地域をめぐる情勢など地政学的な問題が経済に与える影響にも十分留意する必要があります。

建設業界におきましては、民間企業の建設投資は企業収益の改善等を背景に底堅く推移すると思われれます。また、公共投資については、2024年度予算は前年度とほぼ同水準が確保され、自然災害の激甚化・頻発化や社会インフラの老朽化など、人々の暮らしや産業の発展を支える基盤の持続性に大きな懸念が生じる中、防災・減災、国土強靱化への計画的な投資により引き続き堅調に推移すると予想されます。一方で、原油高や建設資材高といった採算悪化や需要減退を招くリスク要因の動向を注視していく必要があります。

このような経営環境のもと、当社グループは2024年度を初年度とする「中期経営計画(2024～2026年度)」を策定いたしました。今般策定した計画は、前「中期経営計画(2021～2023年度)」において掲げた「長期構想」を踏襲し、当社グループが目指す「限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会」の実現に向けた取組みを示しており、「目指す将来の姿」として掲げていた2030年度の“連結経常利益500億円”を、改めて2035年度の長期構想上の目標としました。また、本計画のスローガンとして「持続的成長への新たな挑戦」を掲げ、①建設事業の強化、②周辺事業の加速、③経営基盤の充実を基本方針として、計画期間中の“連結経常利益300億円”を数値目標と決めました。

前「中期経営計画（2021～2023年度）」において掲げた「長期構想」を踏襲し、

「限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会」の実現へ

社会背景

- 人口減少・少子高齢化の影響による労働力の不足・国内需要の減少
- カーボンニュートラル実現に向けた社会的気運の一層の高まり
- ウクライナ戦争や米中対立、中東情勢など地政学的リスクの高まりによる景気の下振れリスクや物価動向の不透明感
- 官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善、企業の設備投資意欲の後押し等による民間需要主導の経済成長への期待

市場環境

- 首都圏エリアにおける一定規模の建設投資
- ストック増加を背景にした維持修繕関連市場の拡大
- 防災・減災、国土強靱化やインフラ大更新関連市場の拡大
- 国内建設投資は一定規模で横ばい
- 人口増が見込まれる海外地域における経済成長

建設事業者が取り組むべき課題

- 建設関連事業の推進
- 環境配慮型市場への取組み・技術開発
- 事業ポートフォリオの最適化
- 継続的な担い手確保

中期経営計画（2024～2026年度）のスローガン

持続的成長への “新たな挑戦”

熊谷組グループ 中期経営計画（2024～2026年度）～持続的成長への新たな挑戦～（要旨）

■ 事業戦略

基本方針 1

建設事業の強化



コア事業である建設事業を強化し、収益性を高める

基本方針 2

周辺事業の加速



成長領域と位置づける周辺事業を加速し、確固たる収益源を創出する

基本方針 3

経営基盤の充実



経営を支える基盤を充実させ、事業推進の実効性を高める

■ 財務目標

連結売上高 : 5,000億円 (2027年3月期)

連結経常利益 : 300億円 (2027年3月期)

ROE : 10%以上 (2027年3月期)

自己資本比率 : 45%程度 「財務健全性」と「資本効率」の両立

配当性向 : 40%目途 適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針とする

■ 住友林業との協業～今後の方針～

- 中大規模木造建築事業においては、協業で積み上げてきた知見や提案力および木造建築に関する住友林業のブランド力を活かし、さらなる受注拡大を目指す。
- 住友林業が得意とする海外不動産開発事業への継続投資、ならびに国内における環境配慮型不動産事業への参画を検討し、事業領域の拡大を目指す。

■ 経営基盤の充実

- 研究・技術開発
- 人財基盤
- DX

■ ESG取組方針

重要課題（マテリアリティ）の改定と個別課題の見直しを実施

	重要課題（マテリアリティ）	個別課題	関連するSDGs
E	気候変動リスクへの対応	カーボンニュートラルの達成 再生可能エネルギー事業の強化	
	環境に配慮した事業の推進	ゼロエミッションの達成 木造建築事業の強化	
S	多様な人財が能力を発揮できる ウェルビーイングの実現	人財の確保と投資 技術の継承	
	持続可能なコミュニティの実現	品質の確保と誠実なものづくりの推進 魅力あるまちづくり	
G	コーポレートガバナンスの強化	コンプライアンスの徹底 リスクマネジメントの強化	
	マルチステークホルダーとの 関係強化	CSの向上 サプライチェーンマネジメントの強化	

当社はこれまで、独自の現場力を源に、「しあわせ品質」という、時代を超えてお客様と社会を支え続ける独自の価値の提供を目指してまいりました。今後も、今般策定した中期経営計画のもと、「限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会」の実現に向け、「社会から求められる建設サービス業の担い手」として、グループ一丸となって持続的成長への新たな挑戦をしてまいります。

なお、2023年4月に当社を代表とする特定建設工事共同企業体が施工する「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事における、コンクリート品質管理試験において、試験実施頻度に関する虚偽報告を行っていたことが判明しました。発注者様をはじめとご関係の皆様にご迷惑をお掛けしたこと、また株主の皆様にはご心配をお掛けし、誠に申し訳なく改めて深くお詫び申し上げます。本事案判明後、社長を委員長とする特任対策委員会を立ち上げ、経営から独立した法遵守監査委員会の監視・指導・勧告のもと、原因究明及び再発防止対策策定、当該コンクリートの健全性、他の工事における同様の不正の有無の調査を実施いたしました。この調査の結果、虚偽報告期間中に施工したコンクリートの健全性に問題はないことを確認するとともに、他の工事においても問題は確認されませんでした。また、原因究明のためのヒアリング等の結果、コンプライアンス意識の不足、品質管理に関する基本的認識の不足、作業所における報連相の不足、マネジメント能力の不足、品質管理体制の不備が当事案の主要因であることを確認し、これらの原因の分析・精査を踏まえ、役職員の教育の徹底、品質管理体制の強化及び作業所における諸問題の把握といった再発防止対策を講じ、これを実施しております。

当社は「ものづくりの原点」に立ち返り、確かな品質こそが「信頼」の核であることを改めて認識し、信頼回復に向け不退転の決意をもって引き続き再発防止に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては引き続きのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高	百万円	450,232	425,216	403,502	443,193
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	17,925	15,850	7,973	8,316
1株当たり当期純利益	円	384.69	342.13	179.64	192.36
総 資 産	百万円	379,573	371,096	376,650	467,232
純 資 産	百万円	163,835	169,302	169,860	180,014

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	第87期 (当事業年度) (2024年3月期)
受 注 高	百万円	283,361	350,236	348,647	375,589
売 上 高	百万円	360,240	331,021	299,317	327,927
当 期 純 利 益	百万円	15,047	13,730	6,996	5,309
1株当たり当期純利益	円	322.21	295.72	157.26	122.52
総 資 産	百万円	316,659	303,997	304,522	382,906
純 資 産	百万円	131,287	133,749	133,049	139,563

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100.00 %	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	100.00 %	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100.00 %	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊営造股份有限公司	百万NT\$ 800	100.00 %	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は7社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-4) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

- ① 当 社
本 店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
支 店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、首都圏支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡市）、沖縄支店（沖縄県那覇市）
技術研究所（茨城県つくば市）
海外拠点 ベトナム、インドネシア、ミャンマー

② 主要な子会社

株式会社ガイアート（東京都新宿区）
テクノス株式会社（愛知県豊川市）
ケーアンドイー株式会社（東京都千代田区）
華熊營造股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,432 ^名	+26 ^名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,654 ^名	+19 ^名	44.1 ^歳	18.9 ^年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,300
三井住友信託銀行株式会社	5,175
株式会社群馬銀行	3,230
株式会社三菱UFJ銀行	3,025
株式会社北陸銀行	2,730

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 71,400,000株

(2) 発行済株式の総数 43,285,560株（うち自己株式 69,781株）

（注）2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月8日付で自己株式を消却しており、発行済株式の総数は前事業年度末比614,800株減少しております。

(3) 株 主 数 31,922名（前事業年度末比 5,895名減）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
住 友 林 業 株 式 会 社	9,361	21.66
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,438	12.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,689	6.22
熊 谷 組 取 引 先 持 株 会	2,259	5.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,495	3.46
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,002	2.32
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	992	2.30
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	876	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	844	1.95
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	669	1.55

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員（当社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	一株	一名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	櫻 野 泰 則	
取 締 役 (代表取締役)	嘉 藤 好 彦	土木全般、技術担当
取 締 役 (代表取締役)	小 川 嘉 明	建築全般、安全衛生担当、品質・環境担当
取 締 役	日 高 功 二	管理全般、コンプライアンス担当
取 締 役	上 田 真	建築事業本部長
取 締 役	岡 市 光 司	土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長
取 締 役	佐 藤 建	住友林業株式会社特別顧問
取 締 役	吉 田 栄	
取 締 役	岡 田 茂	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役、いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	奈 良 正 哉	鳥飼総合法律事務所パートナー、理想科学工業株式会社社外監査役、株式会社タムロン社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	川野輪 政 浩	
監 査 役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役、株式会社内田洋行社外監査役
○ 監 査 役	上 田 美 帆	立教大学観光ADRセンター調停人、サンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役、株式会社マリオン社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。

2. 監査役山田章雄及び上田美帆の両氏は社外監査役であります。

3. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉、監査役山田章雄及び上田美帆の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は2023年6月29日開催の第86期定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
5. 監査役川野輪政浩氏は当社の財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役山田章雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の退任監査役
監査役 竹花 豊 (2023年6月29日退任)
8. 2024年4月1日付にて取締役の地位及び担当業務が次のとおり変更となりました。
取締役会長 櫻野 泰 則
取締役社長 上 田 真
(代表取締役)
取締役 (代表取締役) 岡 市 光 司 技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業(株)協業推進担当
取締役 嘉藤 好 彦
取締役 小川 嘉 明
取締役 日高 功 二

当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	櫻野 泰 則	常務執行役員	川村 和 彦
*執行役員副社長	嘉藤 好 彦	常務執行役員	平野 讓
*執行役員副社長	小川 嘉 明	常務執行役員	谷口 弘 恭
*専務執行役員	日高 功 二	常務執行役員	小野 哲 男
*専務執行役員	上田 真	常務執行役員	伊藤 泰 治
*専務執行役員	岡市 光 司	執行役員	増森 秀 樹
専務執行役員	岸 研 司	執行役員	山下 文 章
専務執行役員	大野 雅 紀	執行役員	中山 大 猛
専務執行役員	梶山 雅 生	執行役員	林 大 輔
常務執行役員	山崎 晶	執行役員	木下 剛
常務執行役員	築田 秀之	執行役員	五十嵐 智彦
常務執行役員	萩田 義夫	執行役員	久保田 泰史
常務執行役員	柏原 貴彦	執行役員	坂井 秀行
常務執行役員	山下 雅人	執行役員	山下 正治
常務執行役員	若林 誠		

- (注) 1. *印は取締役兼務であります。
2. 2024年3月31日付をもって執行役員社長櫻野泰則氏、執行役員副社長嘉藤好彦氏及び小川嘉明氏、専務執行役員日高功二氏及び岸研司氏、常務執行役員山崎晶氏及び川村和彦氏、執行役員山下文章氏は執行役員を退任いたしました。

3. 2024年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

執行役員社長	上田 真	◎執行役員	下川 智男
執行役員副社長	岡市 光司	◎執行役員	高崎 裕
専務執行役員	谷口 弘恭	◎執行役員	岩崎 肇
専務執行役員	小野 哲男	◎執行役員	大本 晋二郎
専務執行役員	伊藤 泰治	◎執行役員	清水 直博
◎執行役員	山崎 英樹		

(注) ◎印は新任執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、非常勤の非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間は1年で、毎年9月に契約を更新しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 保険料の負担

全額を当社及び当社子会社が負担

③ 填補の対象とされる保険事故の概要

被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（損害賠償金、争訟費用等）

④ 当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであ

ります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、株主利益と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役については、金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬）のみとする。

2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (固定報酬)

月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬と業績への貢献実績に応じた報酬で構成され、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、従業員の給与水準並びに世間相場等を勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。なお、各取締役の業績への貢献実績に応じた報酬については、取締役会が決定する役位に応じた標準報酬額に各取締役の前年度の業績計画への貢献実績（評価）を反映する。各取締役の評価は、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度により決定する。また、取締役会は評価の決定を代表取締役社長に委任し、当該委任が適切に実施されるよう、代表取締役社長は評価結果について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとする。

(賞 与)

臨時の金銭報酬である賞与は、業績に連動し臨時に支払うものとし、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、各事業年度の業績、貢献実績等を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

(株式報酬)

株式報酬は、取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く）に対し、各事業年度毎に役位等に応じたポイントを付与し、原則として退任時にポイントの累計数によって株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。

3. 個人別の報酬等の額に関する種類別の報酬割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く）の種類別の報酬割合については、取締役に對するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に定める手続きを経て決定されたものであること、とりわけ社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における慎重な検討を踏まえたものとなっていることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

また、2024年6月27日開催予定の第87期定時株主総会において、第4号議案が承認可決された場合には、「2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」の株式報酬につきましては以下のとおり変更を予定しております。

（株式報酬）

株式報酬は、取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く）に対し、各事業年度毎に役位及び別途当社が選定する同業他社と比較した株主総利回り（TSR）に応じたポイントを付与し、原則として毎年の一定の時期に株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし、株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。

（参考）

■ 当期における取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する報酬構成イメージ

※（ ）内は報酬額全体における標準的な報酬割合



※賞与については、業績が計画値を大きく上回った場合に支給を検討する。

■ 変更後の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する報酬構成イメージ

※（ ）内は報酬額全体における標準的な報酬割合



※賞与については、業績が計画値を大きく上回った場合に支給を検討する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額

決議日	2001年1月24日（臨時株主総会）
決議内容の概要	月額30百万円以内 なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役13名

取締役の株式報酬の額及び内容

決議日	2018年6月28日（第81期定時株主総会）
決議内容の概要	当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に25百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計25,000ポイントとし、対象者は取締役退任時に1ポイントにつき1株として当社株式が交付される。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で当該信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがある。なお社外取締役分及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役6名（社外取締役は除く）

監査役の金銭報酬の額

決議日	1988年12月16日（第51期定時株主総会）
決議内容の概要	月額5百万円以内
決議に係る会社役員の数	監査役3名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長櫻野泰則が取締役個人の報酬額の具体的内容の一部を決定しており、その権限の内容は固定報酬のうち業績への貢献実績についての各取締役の評価決定であります。この権限を委任した理由は、同氏が各取締役の担当に照らして全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価することができるかと判断したものであります。なお委任された権限が適切に行使されるよう、評価決定にあたっては社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	264 (43)	242 (43)	— (—)	22 (—)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	39 (21)	39 (21)	— (—)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項に記載のとおりであります。なお当事業年度は当該株式報酬制度に基づき、取締役（取締役であった者を含む）に対して株式は交付していません。
2. 月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬（固定額）と業績への貢献実績に応じた報酬（貢献実績反映部分）で構成され、固定額と貢献実績反映部分の標準的な報酬割合は、概ね70%：30%であります（社外取締役と非常勤の非業務執行取締役は固定額のみ支給）。なお、当事業年度における固定報酬に含まれる貢献実績反映部分は41百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。また、監査役山田章雄及び上田美帆の両氏は社外監査役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

桜木取締役は会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役及びいすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

奈良取締役は鳥飼綜合法律事務所パートナー、理想科学工業株式会社社外監査役及び株

式会社タムロン社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

山田監査役は山田章雄公認会計士事務所公認会計士、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役及び株式会社内田洋行社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

上田監査役は立教大学観光ADRセンター調停人、サンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役及び株式会社マリオン社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

吉田取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に異業種の生産部門担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

岡田取締役は、当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、主に異業種の経営者としての経営実績から培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席し、議事進行することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

桜木取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に企業倫理・コンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験及び異業種の社外取締役として培われた幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

奈良取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、金融機関の運用部門担当役員や常勤監査役として経営に参画・関与した豊富な経験や、弁護士としての専門的見地及び異業種の社外監査役として培われた幅広い見識から必要に応じて発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

山田監査役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに、また監査役会15回全てに出席

し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

上田監査役は、2023年6月29日就任以降開催の取締役会13回全てに、また監査役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

③ 当社の不祥事に関する対応の概要

2023年4月に当社を代表とする特定建設工事共同企業体が施工する「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事における、コンクリート品質管理試験において、試験実施頻度に関する虚偽報告を行っていたことが判明しました。社外取締役の吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉の各氏及び社外監査役の山田章雄氏は、当該事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、従前より取締役会などにおいてコンプライアンスの重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っており、また本件事案判明後においても取締役会などにおいて原因究明及び再発防止対策策定等に関する提言を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

なお、当該事案の判明及び再発防止対策策定は社外監査役上田美帆氏の就任前の事象ですが、同氏は就任後、コンプライアンスの重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
73百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である株式会社ガイアートは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加點措置に係る確認書類として利用するため、「合意された手続業務」を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議いたしました上記の体制の内容は次のとおりであります。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役、執行役員（以下併せて「役員」という。）及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。
- ② 全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。
- ③ 役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。
- ④ 法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。
- ⑤ 役員、支店長等の経営トップが使用人に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
- ⑥ 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに使用人相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防することを目的として社内通報制度を設ける。
- ⑦ 経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。
- ⑧ 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」に明記し、周知徹底を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。
 - ② 適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。
 - ③ 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。
 - ② 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。
 - ③ 執行役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ会社の経営状況の把握、リスクに対する適切な報告と対応、効率的な職務執行体制の構築等、グループ会社の経営全般を管理・支援する体制を整備する。
 - ② グループ経営の観点からグループ経営推進委員会を設置し、個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行う。
 - ③ グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、当社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。また、グループ会社の使用人は当社の社内通報制度により、当社の窓口へ直接通報することができる。
 - ④ 当社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。
 - ⑤ グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うためグループ会社監査役監査規程を定める。また、当社の内部監査部門がグループ会社の業務執行における法令遵守の状況を監査する状況を整備する。

6. 監査役の監査に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

- (2) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。また、当該使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令に従い当該職務を遂行する。

- (3) 当社及びその子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役の監査役への報告に関する体制

① 当社及びグループ会社の役員及び使用人、並びにグループ会社の監査役は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、当社の監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。

② 当社及びグループ会社は、前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

③ 監査役の職務遂行について生じる必要な費用又は債務は、監査役より請求があった後、速やかに処理を行う。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制全般

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役11名で構成し、監査役3名も出席したうえで、18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保している。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行している。

その他、経営会議は21回、役員支店長会議は4回開催されている。

職務の執行にあたっては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程を定め、社内規程に則り、必要な手続きを実施している。

2. コンプライアンス体制

当社は、法令遵守経営の強化と実践のため、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、コンプライアンス研修を本社及び全支店において毎年1回実施している。また、グループ会社も含めた、社内通報制度を設け、経営から独立した通報窓口を設置している。

また、法遵守監査委員会を年度総括として1回、その他、個別の事案毎に適宜開催し、経営から独立した立場での評価を受けている。

3. リスク管理体制

当社は、適切なリスク管理のため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクについて個別にマニュアル等を定めている。その他、大規模災害等が発生した場合の対応として、事業継続計画を整備するとともに、危機管理委員会を設置している。

また、多面的なリスクの検討のため、取組判定会議、新事業委員会等の部門横断的な全社委員会を設置している。

4. グループ管理体制

当社は、国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ経営全般の管理体制を整備するとともに、グループ経営推進委員会を4回開催し、個別グループ会社の業績確認と経営課題の検討を行い、その結果を取締役に報告を行っている。さらに、主要なグループ会社の社長は取締役会に適宜出席し、意見交換を実施している。

また、コンプライアンス研修にグループ会社の一部を参加させている他、個別グループ会社にて、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、必要に応じて当社の取締役会に報告を行っている。

5. 監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、並びにグループ会社等からの報告を通じて、当社及びグループ会社の業務執行の状況を把握している。

また、監査役は、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を適宜実施している。さらに、当社及び主要なグループ会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役連絡会を適宜開催している。

内部監査部門は、年度計画に基づき、当社及びグループ会社への内部監査を実施している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
	百万円		百万円
流動資産	369,460	流動負債	243,460
現金預金	70,073	支払手形・工事未払金等	100,457
受取手形・完成工事未収入金等	266,541	電子記録債務	29,158
未成工事支出金	8,460	短期借入金	10,906
未収入金	22,117	コマーシャルペーパー	14,999
その他	2,331	未払法人税等	3,439
貸倒引当金	△64	未成工事受入金	23,130
固定資産	97,771	預り金	36,669
有形固定資産	29,803	完成工事補償引当金	522
建物・構築物	9,760	工事損失引当金	3,820
機械、運搬具及び工具器具備品	1,814	賞与引当金	4,097
土地	17,897	その他	16,260
リース資産	288	固定負債	43,757
建設仮勘定	42	長期借入金	26,474
無形固定資産	1,592	株式給付引当金	292
投資その他の資産	66,376	退職給付に係る負債	16,433
投資有価証券	48,586	その他	556
長期貸付金	6,860	負債合計	287,218
長期営業外未収入金	101	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	30	株主資本	164,737
繰延税金資産	3,547	資本金	30,108
その他	7,447	資本剰余金	15,170
貸倒引当金	△196	利益剰余金	120,115
		自己株式	△657
		その他の包括利益累計額	15,276
		その他有価証券評価差額金	13,437
		繰延ヘッジ損益	3
		為替換算調整勘定	1,887
		退職給付に係る調整累計額	△50
		純資産合計	180,014
資産合計	467,232	負債純資産合計	467,232

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高 完成工事高	443,193	443,193
売上原価 完成工事原価	407,112	407,112
売上総利益 完成工事総利益	36,080	36,080
販売費及び一般管理費		23,430
営業利益		12,649
営業外収益		
受取利息及び配当金	939	
持分法による投資利益	168	
その他	267	1,376
営業外費用		
支払利息	379	
シンジケートローン手数料	273	
投資事業組合運用損	122	
その他	209	985
経常利益		13,040
特別利益		
受取損害賠償金	67	
その他	9	77
特別損失		
損害賠償金	307	
その他	214	521
税金等調整前当期純利益		12,595
法人税、住民税及び事業税	4,888	
法人税等調整額	△608	4,279
当期純利益		8,316
親会社株主に帰属する当期純利益		8,316

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	298,284	流 動 負 債	202,280
現 金 預 金	39,226	支 払 手 形	1,225
受 取 手 形	1,193	電 子 記 録 債 務	28,203
完 成 工 事 未 収 入 金	227,565	工 事 未 払 金	68,061
未 成 工 事 支 出 金	7,389	短 期 借 入 金	10,706
未 収 入 金	21,583	コ マ ー シ ャ ル ペ ー パ ー	14,999
そ の 他 金	1,352	リ ー ス 債 務	3
貸 倒 引 当 金	△25	未 払 法 人 税 等	1,826
固 定 資 産	84,622	未 成 工 事 受 入 金	21,816
有 形 固 定 資 産	21,736	預 り 金	34,896
建 物 ・ 構 築 物	5,848	完 成 工 事 補 償 引 当 金	465
機 械 ・ 運 搬 具	545	工 事 損 失 引 当 金	3,787
工 具 器 具 ・ 備 品	370	賞 与 引 当 金	2,718
土 地	14,939	そ の 他	13,571
リ ー ス 資 産	6	固 定 負 債	41,062
建 設 仮 勘 定	25	長 期 借 入 金	26,474
無 形 固 定 資 産	1,409	リ ー ス 債 務	4
投 資 其 他 の 資 産	61,476	株 式 給 付 引 当 金	292
投 資 有 価 証 券	10,853	退 職 給 付 引 当 金	13,966
関 係 会 社 株 式	36,289	そ の 他	324
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	4,525	負 債 合 計	243,342
長 期 貸 付 金	6,724	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	62	株 主 資 本	126,179
繰 延 税 金 資 産	2,274	資 本 金	30,108
そ の 他 金	747	資 本 剰 余 金	15,170
貸 倒 引 当 金	△1	資 本 準 備 金	7,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	8,170
		利 益 剰 余 金	81,428
		利 益 準 備 金	559
		そ の 他 利 益 剰 余 金	80,868
		繰 越 利 益 剰 余 金	80,868
		自 己 株 式	△527
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,384
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,381
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
資 産 合 計	382,906	純 資 産 合 計	139,563
		負 債 純 資 産 合 計	382,906

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	327,927	327,927
売 上 原 価		
完成工事原価	303,289	303,289
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	24,638	24,638
販売費及び一般管理費		18,016
営 業 利 益		6,621
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,003	
その他の	231	2,234
営 業 外 費 用		
支払利息	425	
シンジケートローン手数料	273	
投資事業組合運用損	122	
その他の	172	994
経 常 利 益		7,862
特 別 利 益		
受取損害賠償金	67	
その他の	0	67
特 別 損 失		
損害賠償金	307	
その他の	23	330
税 引 前 当 期 純 利 益		7,599
法人税、住民税及び事業税	2,941	
法人税等調整額	△651	2,289
当 期 純 利 益		5,309

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 熊 谷 組
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 熊谷組
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当連結会計年度に判明しました、当社JV施工に係る「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事におけるコンクリートの単位水量試験及びスランプ試験を所定の方法で実施していないにもかかわらず実施したと虚偽の報告を行った件につきましては、監査役会として、当社が再発防止策を着実に実行し、コンプライアンスの強化に努め、公正な事業遂行の徹底に継続して取り組んでいることを確認しております。監査役会といたしましては、当社のコンプライアンス体制及び内部統制のさらなる強化、徹底が図られるよう引き続き監査してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社	熊	谷	組	監査役会
常勤監査役	川	野	輪	政 浩 ㊞
社外監査役	山	田	章	雄 ㊞
社外監査役	上	田	美	帆 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



🕒 開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

📍 開催場所

東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室
電話03-3260-2111（大代表）

🚆 交通

J R

飯田橋駅東口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線
飯田橋駅（出口B1）より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線

飯田橋駅（出口C1）より徒歩2分